

医 対 第 3 3 3 4 号
令 和 3 年 3 月 3 日

公益社団法人大阪府診療放射線技師会
会長 様

大阪府健康医療部保健医療室長

診療放射線技師、視能訓練士、臨床工学及び義肢装具の
登録済証明書の取り扱いについて(通知)

日頃は、本府健康医療行政の推進に御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、標記について、厚生労働省医政局医事課長より令和3年2月 26 日付医政医発 0226 第2号にて、別添のとおり通知がありましたので、送付いたします。

つきましては、貴職におかれましては、本内容を御了知いただくとともに、必要に応じて貴会会員への周知をよろしくお願いいたします。

なお、本件については、各府保健所、各保健所設置市保健所へも同内容で通知しています。

大阪府健康医療部保健医療室医療対策課
医療人材確保グループ 井口
TEL:06-6944-8183(直通)
FAX:06-6944-6691
E-Mail:IguchiM@mbox.pref.osaka.lg.jp

医政医発 0226 第 2 号
令和 3 年 2 月 26 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局医事課長
（ 公 印 省 略 ）

診療放射線技師、視能訓練士、臨床工学技士及び義肢装具士の
登録済証明書の取り扱いについて（依頼）

現在、診療放射線技師、視能訓練士、臨床工学技士及び義肢装具士の籍又は名簿に登録した者であって、就職等で早急に免許証を必要とする者に対して、登録済証明書を発行しているところです。

例年、3月から5月にかけて申請が集中し、登録済証明書の発行までに時間を要しているため、このたび、資格確認の迅速化を図り、申請者の利便性向上を目的として、申請者が自身の登録済証明書を WEB 上で確認し、印刷するための「医師等免許登録確認システム」(<https://confirmationdt.mhlw.go.jp>) を当省ホームページに設け、令和 3 年 2 月 26 日から稼働することとしました。

つきましては、本システムを積極的に活用し、申請者が就職等の手続を円滑に実施できるよう、貴管下の関係養成所、関係機関、関係団体等に対し周知方よろしくお願いいたします。

なお、登録済証明書の発行については、従来通り葉書による申請も可能であることを申し添えます。

また、別添のリーフレット「診療放射線技師・視能訓練士・臨床工学技士・義肢装具士の皆様へ」を作成しましたので周知に際しご活用ください。（厚生労働省ホームページ資格申請案内

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iryou/shikakushinsei.html)「オンライン申請の手順」よりご覧いただけます。)

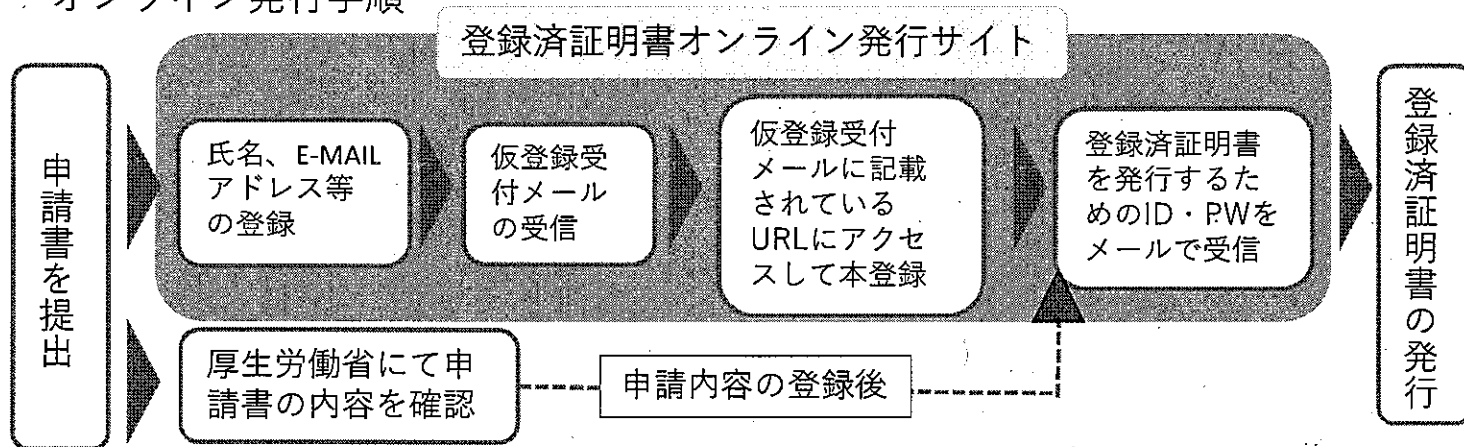
免許登録後、ご希望に応じて発行している登録済証明書について、厚生労働省のホームページでオンラインで発行できるようになりました。従来通り葉書での発行は可能ですが、発行まで時間を要するためオンラインでの発行を積極的にご活用ください。

医師等免許登録確認システム

検索

<https://confirmationdt.mhlw.go.jp>

オンライン発行手順



STEP1 必要な情報（氏名、E-MAILアドレス等）の入力

- ・免許取得時は、「新規申請時の登録済証明書を希望する方はこちら」にアクセスしてください。
- ・免許証の内容の変更時（氏名、本籍地等の変更）は、「書換申請時の登録済証明書を希望する方はこちら」にアクセスしてください。
- ・免許証の亡失又はき損時は、「再交付申請時の登録済証明書を希望する方はこちら」にアクセスしてください。

STEP2 仮登録受付メールを受信後、メールに記載されたURLにアクセス

STEP3 仮登録受付メールに記載された仮パスワードを入力して本登録

- ・仮パスワード有効時間は仮登録完了メール受信後30分間です。

STEP4 登録済証明書を発行するためのID・パスワードをメールで受信

- ・当メールは免許申請手続きの完了後に送信されます。なお、免許申請手続きについては、厚生労働省が申請書を受付後、書類不備や欠格事由の該当有無等について審査を行った上で籍登録することになっており、この審査には一定の期間を要します。当メールは、これらの審査後に連絡が行くことになるため、お時間を有することをご承知おき願います。

（注）年度当初の新規免許申請の繁忙期には、2ヶ月程度の時間を要する場合がございます。

STEP5 登録済証明書の発行

- ・上記メール（STEP4）に記載されたURL又は登録済証明書オンライン発行サイトの「登録済証明書を発行される方はこちら」にアクセスして、ID・パスワードを入力してください。
- ・登録済証明書は5回まで発行できます。5回の発行以降に登録済証明書を発行する場合は、再度申請が必要となります。

登録済証明書のオンライン発行手続きについてご不明な点等があれば、お問い合わせフォーム (https://confirmationdt.mhlw.go.jp/KIM030_01F.aspx) からお問い合わせください。



厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare